

西東京市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の新規制定【素案骨子】

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」（第 3 次一括法）の公布に伴う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）の改正により、これまで国（厚生労働省令）において定められていた「地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、市町村の条例で定めることとなりました。これを受け、市として新たに当該基準について条例を制定します。

2 根拠法令

条例制定を行う根拠法令は下記のとおりです。

- ①介護保険法第 115 条の 46 第 4 項

3 新規制定の要旨

条例の制定に当たっては、「従うべき基準」（厚生労働省で定める基準に従い定めるもの）及び「参酌すべき基準」（厚生労働省令で定める基準を参酌するもの）が示されており、市町村ではこれに応じながら厚生労働省令の基準に即して策定することとなります。本市においては、国の基準を検討した結果、適切な基準であると判断したため、同基準に準じたものとします。

4 条例の骨子

下記の基準を除き、「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66」の基準と同一の基準とします。

内容		「介護保険法施行規則」の基準	西東京市の基準案
職員に係る基準及び員数	従うべき基準	第 140 条の 66 第 1 号 ロ イの規定にかかわらず、次の（1）から（3）までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。 （1） 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合 （2） 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町	（1）及び（2）は本市では適用の余地がないため削除。その他は省令と同じ。

		<p>村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。)において認められた場合</p> <p>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p>	
<p>担当する区域における第一号被保険者の数</p>	<p>人員配置基準</p>	<p>おおむね千人未満</p>	<p>イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人</p>
<p>おおむね千人以上二千人未満</p>	<p>イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人(うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</p>	<p>おおむね二千人以上三千人未満</p>	<p>専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人</p>